

徳島県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和六年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 5	日和佐小野	海部郡美波町田井字小野八二番四地先から 同 番一地先まで 八四	六九・六	令和六年十二月二十四日